

鳥取県告示第 842 号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第22条の4第4項前段及び第33条第4項前段の規定に基づき、厚生労働省令で定める基準に適合する精神病院として認定したので、次のとおり告示する。

平成 18 年 11 月 28 日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	認定年月日
独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター	鳥取市三津 876	平成 18 年 11 月 15 日
医療法人勤誠会米子病院	米子市日原 319 番地 1	〃